

社会福祉法人希親会 平成31年度事業計画

I 法人経営方針

1 法人理念

『利用者を主役に』 可能性は無限大です。

人生という夢のステージで、利用者が主役となって輝けるよう応援します。

2 基本方針

『利用者を主役に』の理念を実現するために、

『専門性・チームワーク・当事者意識』を合言葉に『利用者本位』を実践します。

3 ビジョン

- ① いつでも同じ、裏表のない支援『^{おもて}裏表なし』
- ② ここで一緒に働きたいと、『評価』される職場
- ③ 大事な家族を安心して任せられる、『信頼』できる施設

4 法人運営方針

(1) 「法人理念」「基本方針」「ビジョン」を全職員が共有し、一流の施設を目指します。

(2) 事業計画を遂行するために、役割、責任及び権限を明確にした組織、会議、委員会などを適切に運営していきます。

(3) 組織図や業務分掌、自分が属する部署、委員会などを事業計画やアクションプランと見比べ、自分が実施すべき課題を把握し、さらに、普段の仕事の中から問題や課題を見つけ、全職員が一丸となって解決に向けて行動を起こします。

5 アクションプラン7つの柱

- ① 人権擁護・虐待防止の徹底
- ② リスク管理の強化
- ③ 個別支援の推進
- ④ 人材確保と育成
- ⑤ 経営基盤の強化
- ⑥ 法人運営の透明化
- ⑦ 地域福祉の推進

事業計画

1 本部

(1) 会議、委員会の設置と運営

- ① 経営企画会議を最低週1回開催し、問題・課題の早期発見と解決を図る。
- ② スタッフ会議と勉強会を確実に開催し、充実した内容にしていく。
- ③ 法人運営に必須と思われる以下の委員会の設置を目指す。
リスク管理委員会、虐待防止委員会、サービス向上委員会、広報委員会
研修委員会、業務改善委員会、行事等企画実行委員会

(2) 職員が生きいきと働き人材が育つ職場づくりのための人材育成・人事評価・研修体系の構築

(3) 働き方改革等への対応のため雇用管理責任者及び法令遵守責任者を配置

(4) 定員の確保、稼働率の向上

(5) 既存事業の整備、強化及びサービスの質の向上

- ① ゆいま～る駐車場の敷地に新家屋を建築し、人・ものを一か所に集めることにより、密なコミュニケーションと人材の効率的な交流を図る。また、新規事業が可能な状況を作る。
- ② 常勤職員の待ち時間を無くすために、登録ヘルパーの確保を図る。
- ③ 限られた資源（人・もの・金）のなかで仕事に追われることがないように、費用対効果を考え優先順位を間違えることがないように運営していき、法人の土台をしっかりと築く。
 - ・ 日中一時支援事業、放課後等デイサービス事業、相談支援事業 ⇒ (強化事業)
 - ・ 訪問介護事業、居宅介護事業、外出支援事業、みやざき安心セーフティネット事業

(6) 新規事業の開設

- ① 2019年度中に次の事業を開設し、法人運営の柱とする。
 - ・ 生活介護事業、短期入所事業
- ② 通所事業を充実させるために次の事業を目指す。
 - ・ 児童発達支援事業、都城手話通訳者等派遣センター
- ③ 将来には、以下の事業を開設することにより都城圏域の福祉に貢献することを目指す。
 - ・ 総合コミュニケーション・サポートセンター、福祉教育センター
 - ・ 福祉タクシー事業（福祉有償運送）
 - ・ 小規模多機能型デイサービス事業、富山型デイサービス事業
 - ・ 施設入所事業、医療型福祉施設

2 相談支援部門

所管：「相談支援事業所のぞみ」

- ・ 設立年月日 平成25年 4月 3日
- ・ 開設年月日 平成25年 4月 3日
- ・ 指定有効期限 平成32年 3月30日
- ・ 事業所番号 4530200122 4570200123
特定相談支援事業、 障害児相談支援事業

■ 実施事業

- ・ サービス利用支援、継続サービス利用支援
- ・ 障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助

■ 2019年度から2人体制となる。(特定事業所加算IV 150)

- ・ 市町村自立支援協議会及び、市町村、障害福祉サービス事業を行う事業者、医療関係者等との連携を図り、地域における必要なサービスの開発、提供に努めます。
- ・ 宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会（MSR）の会員として事業運営に参画し、地域における相談支援事業の推進を図ります。
- ・ 相談支援専門員の後継者育成を図ります。

3 みやざき安心セーフティネット部門

・ 認可年月日 平成29年 1月27日

■ 実施事業

- ・ 社会福祉協議会の協力の下、生計困難者に対する相談支援事業を実施

■ 課題

- ・ CSW の後継者の養成

4 訪問介護部門

所管：「居宅介護事業所ゆいまーる」

- ・ 設立年月日 平成25年12月27日
- ・ 開設年月日 平成27年 7月 1日
- ・ 指定有効期限 平成34年 3月31日
- ・ 事業所番号 4570203697
- ・ 営業日 年中無休（12月30日から1月3日を除く）
- ・ 営業時間 午前8時から午後5時

■ 実施事業

- ・ 訪問介護員が利用者の自宅を訪れ、身体介護や生活援助などの日常生活のサポート

■ 課題

- ・ 登録介護支援員の確保に関すること

5 居宅介護部門

所管：「居宅介護事業所ゆいまーる」

- ・ 設立年月日 平成25年12月27日
- ・ 開設年月日 平成26年 4月 1日
- ・ 指定有効期限 平成32年 3月31日
- ・ 事業所番号 4510200951

■ 実施事業

(1) 居宅介護： 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行う。

- ・ 障害支援区分が1以上

(2) 重度訪問介護： 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行う

- ・ 障害支援区分が4以上で、2肢以上に麻痺があり歩行,移乗,排泄が全て「支援が不要」以外の者
- ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である者
- ・ 18歳以上の者
- ・ 15歳以上18歳未満で児童相談所から通知された児童

- (3) **同行援護**： 移動時及びそれに伴う外出時において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出時に必要となる援助を行う
 - ・ 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
- (4) **行動援護**： 行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助を行う
 - ・ 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人
 - ・ 障害支援区分が3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上である者
- (5) **外出介護（地域生活支援事業、移動支援事業）**： 障害者の自立生活・社会参加を促進するため外出における支援を行う。
 - ・ 利用者負担 1割

■ 課題

- ・ 効率的な運行管理、安全運転管理、車両点検管理に関すること
- ・ 稼働率向上に関すること（適正な人員・車両配置）

6 日中一時部門（市町村公益事業）

所管：「日中一時支援事業所ぱすてる」 定員20名

- ・ 設立年月日 平成25年12月27日
- ・ 開設年月日 平成27年4月3日
- ・ 根拠法 各市町村地域生活支援実施規則
- ・ 委託契約市町村（都城市・三股町・小林市・高原町・都城近隣の鹿児島県）
- ・ 委託期間 1年契約の毎年更新
- ・ 営業日 年中無休（12月30日から1月3日を除く）
- ・ 営業時間 午前8時から午後5時
- ・ 利用者負担 1割

■ 実施事業

- ・ 障がい者（児）を一時的に預かり、見守り等の支援を行うことにより、障がい者（児）の日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減などを図ることを目的とする。
- ・ 1歳から64歳までの障害者手帳（身体・療育・精神）または自立支援医療受給者証の交付を受けている方、発達に関する指導を受けている方を対象とする。

■ 課題

- ・ 稼働率向上に関すること
- ・ サービスの質、介護技術、記録技術向上に関すること

7 放課後等デイサービス部門

所管：「放課後等デイサービス事業所ゆいまーる」 定員10名

- ・ 設立年月日 平成25年12月27日
- ・ 開設年月日 平成26年4月1日
- ・ 指定有効期限 平成32年3月31日
- ・ 事業所番号 4510200951
- ・ 利用対象者 原則として6歳から18歳までの就学児童で、障害手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの手帳を所持する児童
- ・ 営業日 月～金（土曜日は営業することがある、23日営業／月）
- ・ 営業時間 午前9時から午後6時

- ・ サービス提供時間 放課後：午後2時30分から5時30分
休校日：午前9時～午後5時

■ 実施事業

- ・ 授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

■ 課題

- ・ 保育士、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練士の確保に関すること
- ・ サービスの質、専門性の向上に関すること
- ・ 定員確保、稼働率向上に関すること

Max	2,836,600 円		
稼働率 80%	2,269,280 円	← 目標	220 万円
70%	1,985,620 円		
60%	1,701,960 円		
最低 64%	180 万円		

8 生活介護部門

- ・ 2019年度中に開設

9 短期入所部門

- ・ 2019年度中に開設

10 児童発達支援部門

- ・ 人員配置の目処がつき次第開設に取り掛かる。

11 報酬単価<居宅介護>

時間	外出介護		同行援護	行動援護		身体介護 通院身体	家事援助 通院介助	時間
	身体有	身体無		1人対応	2人対応			
0.5	207	72	184	254	508	248	102	0.5
1.0	360	135	291	402	804	392	148	0.75
1.5	522	202	420	586	1,172	570	191	1.00
2.0	589	265	484	733	1,466	651	231	1.25
2.5	657	328	547	882	1,764	732	267	1.50
3.0	724	391	610	1,030	2,060	813	301	1.75
3.5	787	454	673	1,179	2,358	894	335	2.00
4.0	850	517	736	1,327	2,654	975	369	2.25
4.5	913	580	799	1,477	2,954	1,056	403	2.50
5.0	976	643	862	1,624	3,248	1,137	437	2.75
5.5	1,039	706	925	1,773	3,546	1,218	471	3.00
6.0	1,102	769	988	1,921	3,842	1,299	505	3.25
6.5	1,165	832	1,051	2,070	4,140	1,380	539	3.50
7.0	1,228	895	1,114	2,218	4,436	1,461	573	3.75
7.5	1,291	958	1,177	2,368	4,736	1,542	607	4.00
8.0	1,354	1,021	1,240	2,514	5,028	1,623	641	4.25
8.5	1,417	1,084	1,303	2,514	5,028	1,704	675	4.50
9.0	1,480	1,147	1,366	2,514	5,028	1,785	709	4.75
9.5	1,543	1,210	1,429	2,514	5,028	1,866	743	5.00
10.0	1,606	1,273	1,492	2,514	5,028	1,947	777	5.25

日中 0.5 ・ 夜間 0.5	428	日中 0.5 ・ 夜間 0.5 (2人対応)	$428 \times 2 = 856$
夜間 1.0	490	夜間 1.0 (2人対応)	$490 \times 2 = 980$

※ 特別地域加算 = 所定単位の 15% を加算

※ 22時～6時 = 50% 深夜加算

※ 18時～22時 / 6時～8時 = 25% 夜間早朝加算

※ 処遇加算 I = 所定単位の 30.3% (居宅・同行) / 25.4% (行動) を加算

※ 特定事業所加算 I = 所定単位の 20% を加算

※ サビ堤印 / 2ヶ月空き

初回加算 / 月	200
----------	-----

<日中一時>

見 者	都城市・三股町						曾於市				
	重症 心身 障害者	医療的 ケア 対象者	遅延性 意識 障害者	区分1	区分2	区分3	区分1	区分2		区分3	
				非該当 区分 1・2	区分 3、4	区分 5・6	非該当 区分 1・2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
4時間まで 0. 2 5	486	600	350	122	148	189	122	148		189	
								140	156	189	222
4時間1分 ～8時間まで 0. 5	972	1,200	700	245	396	378	245	296		378	
								281	312	378	445
8時間以上 0. 7 5	1,457	1,457	1,050	367	444	567	367	444		567	
								421	468	567	667

※ 低所得者食事加算 = 4 2

※ 送迎加算（片道） = 5 4 （高原町は5 5 単位）

※ 入浴加算 = 4 0

<放課後等デイサービス>

- 基本 （1）放課後 6 5 6
（2）休校日 7 8 7
- 児童指導員等加配 I 2 0 9（平成30年度は1 5 5）
II 1 5 5（平成30年度は 9 1）
- 送迎加算（片道） 5 4
- 福祉専門職配置等加算 1 5
- 処遇改善 8. 1%

<生活介護>

1. 基本	支援区分	1	2	3	4	5	6
	単位	561	561	613	683	963	1,283

2. 人員配置体制加算 2. 5 : 1 (5 1)、2 : 1 (1 8 1)、1. 7 : 1 (2 6 5)

<短期入所>

基本 児 者		1		2		3	
		1	2	3	4	5	6
者	短期のみ	494	494	565	629	761	896
	日中併用	167	167	233	308	512	584
児	短期のみ	494		597		761	
	日中併用	167		270		512	

<児童発達支援>

1. 基本 障害児 8 2 7、重心（定員10人） 1 0 6 4、重心（定員5人） 2 0 8 8